

基本的事項の調整方針について

◎ 基本方針

原則として、先行合併における協議結果を尊重するものとする。

◎ 基本項目

調整項目	先行合併時の調整方針
合併の方式に関する事	長岡市への編入合併
合併の期日に関する事	※別に検討する(「市町村の合併の特例等に関する法律」期限内の合併を目途に調整)
新市の名称に関する事	長岡市
新市の事務所の位置に関する事	現在の長岡市役所の位置

◎ 法による特例項目

調整項目	先行合併時の調整方針
議会の議員の定数及び任期の特例	※別に検討する 両議会で方針を決定する(定数特例を適用。任期は現在の長岡市議の残任期間)
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	※別に検討する 両農業委員会で方針を決定する(長岡市農業委員会に統合。任期は長岡市の委員の残任期間)
地方税の取扱い	長岡市に統一する(差があるものは段階的に統一する)
一般職の職員の身分の取扱い	長岡市の職員として引き継ぐ

◎ その他の調整項目

調整項目	先行合併時の調整方針
財産の取扱い	長岡市に引き継ぐ
特別職の身分の取扱い	合併日の前日をもって失職する
条例・規則等の取扱い	長岡市の条例、規則等を適用する
一部事務組合の取扱い	各団体と調整を行う(組合の解散、脱退、継続加入等)
慣行の取扱い	長岡市の制度に統一する
町名・字名の取扱い	町名が重複しないように調整する(「大字」の表記は削除する)
公共的団体等の取扱い	各団体の経緯や意向等を十分に尊重し、法の趣旨に沿って調整する (1)合併時(合併後)に統合 (2)将来的に統合 (3)原則として現行どおり
各種団体への補助金・交付金	必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から調整を図る (1)早い時期に統一又は廃止 (2)新市全体の均衡を保つように調整
使用料(体育館など)	原則として現行どおり ただし、同一又は類似する施設使用料は、可能な限り統一を図る なお、行政財産使用料及び占用料は長岡市に統一する
手数料(住民票など)	原則として合併時に統一

◎長岡方式の地域自治に関する事項

《地域自治組織の設置期間》

- ・地域自治組織の設置期間については、概ね10年間とする。
- ・ただし、概ね5年経過後にそれまでの成果の検証を行う。
- ・さらに、市域全体の地域自治組織との均衡を考慮して見直しを行う。

《地域自治組織のしくみ》

地域自治組織は、支所と地域委員会からなるものとする。

調整項目	先行合併時の調整方針
支所の設置	支所長の設置・・・部長級の一般職の職員 支所長の職務・・・支所を総括し、地域固有業務の執行に権限を持つ 支所の業務・・・通常の住民サービス、地域固有業務等
地域委員会の設置	役 割・・・(1)地域の個性あるまちづくりの提案・推進 (2)当該地域に係る施策の協議 ほか 任 期・・・2年 委員数・・・各地域14人以内

－参考－「町名・字名の取扱い」について(調整案)

- ・川口町は「大字」を削除し、「川口」を付ける。
- ・ただし、「大字川口」及び「大字西川口」には付けない。
- ・「大字木澤」の「澤」を「沢」に変更する。

町名案（全11町名）・・・長岡市との重複なし

合併前の町名	合併後の町名
大字相川	川口相川
大字荒谷	川口荒谷
大字牛ヶ島	川口牛ヶ島
大字川口	東川口
大字木澤	川口木沢
大字田麦山	川口田麦山
大字峠	川口峠
大字中山	川口中山
大字西川口	西川口
大字武道窪	川口武道窪
大字和南津	川口和南津